

## 《参考》

### 1 大都市制度改革の経緯と横浜市の取組

明治 22 (1889) 年	4 月	横浜市市制施行
大正 11 (1922) 年	3 月	六大都市行政監督ニ関スル法律公布 (東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の 6 市において、一部事務で府県知事の許認可が不要に)
昭和 2 (1927) 年	10 月	横浜市区制施行
昭和 14 (1939) 年	4 月	横浜市第 6 次市域拡張でほぼ現在の市域に
昭和 22 (1947) 年	5 月	地方自治法施行 (特別市制度創設)
昭和 31 (1956) 年	6 月	地方自治法改正 (特別市制度廃止・指定都市制度創設)
	9 月	横浜、名古屋、京都、大阪、神戸市が指定都市に移行
昭和 48 (1973) 年	12 月	「横浜市総合計画 1985」で大都市行財政制度の確立を明記
昭和 63 (1988) 年	11 月	横浜市が主導し、指定都市 11 市で、「市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会 (明日都市懇)」発足
平成 3 (1991) 年	5 月	明日都市懇報告書 (憲章都市制度など)
平成 21 (2009) 年	1 月	横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度の創設」発表
	2 月	横浜・大阪・名古屋 3 市による大都市制度構想研究会「日本をけん引する大都市—『都市州』創設による構造改革構想」発表
平成 22 (2010) 年	5 月	横浜市長「大都市行財政制度特別委員会報告書」(調査研究テーマ「新たな大都市制度の創設について」) 公表 横浜市「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」策定
平成 23 (2011) 年	2 月	指定都市市長会「特別自治市構想」発表 横浜市長「大都市行財政制度特別委員会報告書」(調査研究テーマ「水平的、対等な連携協力の可能性について」) 公表
	8 月	第 30 次地方制度調査会設置 (我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方等が諮問事項に。横浜市長が臨時委員に就任)
	12 月	横浜市長「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」 8 市連携市長会議設置
平成 24 (2012) 年	3 月	横浜市大都市自治研究会第 1 次提言発表
	5 月	横浜市長「大都市行財政制度特別委員会報告書」(調査研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権について」) 公表
	6 月	横浜市「横浜特別自治市大綱素案 (骨子)」策定
平成 25 (2013) 年	3 月	横浜市「横浜特別自治市大綱」策定
	4 月	指定都市 7 市による大都市制度共同研究会「『特別自治市』の早期実現に向けて」発表
	6 月	第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サ

		ービス提供体制に関する答申
平成 26 (2014) 年	10 月	横浜市大都市自治研究会 (第 2 次) 設置 (横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について諮問)
	5 月	地方自治法の一部を改正する法律成立 (区役所事務分掌条例、総合区制度、指定都市都道府県調整会議の設置)
平成 27 (2015) 年		第 4 次地方分権一括法成立 (県費負担教職員の給与負担・定数や学級編制基準の決定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) に関する都市計画の決定等の移譲)
	6 月	横浜市『特別自治市』制度における区のあり方 (基本的方向性) 発表
平成 28 (2016) 年	4 月	横浜市区役所事務分掌条例施行、横浜市神奈川県調整会議設置
	10 月	横浜市大都市自治研究会 (第 2 次) 「第 2 次 横浜市大都市自治研究会答申」
平成 29 (2017) 年	4 月	第 7 次地方分権一括法成立 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の移譲)
	5 月	大阪市において、「大阪都構想」の実現に向けた住民投票実施
平成 30 (2018) 年	3 月	横浜市大都市自治研究会 (第 3 次) 設置 (特別自治市の制度設計のあり方について諮問)
	4 月	県費負担教職員の給与負担事務移譲に伴う税源移譲 (道府県から指定都市へ個人住民税所得割の標準税率 2 % が移譲)
平成 31 (2019) 年	6 月	改正災害救助法成立
	4 月	改正災害救助法に基づき、横浜市が救助実施市に指定
令和 2 (2020) 年	11 月	大阪市において、「大阪都構想」の実現に向けた 2 度目の住民投票実施
	12 月	横浜市大都市自治研究会 (第 3 次) 「第 3 次 横浜市大都市自治研究会答申」
令和 3 (2021) 年	3 月	横浜市「横浜特別自治市大綱」改訂
	6 月	横浜市会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」
令和 4 (2022) 年	11 月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書
	2 月	横浜市会「『特別自治市』の早期実現に関する決議」
	3 月	神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解について」発表
	5 月	「第 44 回 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」開催
	7 月	「第 54 回指定都市市長会議」開催 (「特別自治市」の通称として「特別市」を使用することが決定)
		横浜市・川崎市・相模原市「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」発表
	11 月	横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」

## 2 横浜市会の取組

### (1) 「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」(平成 23 年 12 月)

#### 新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議

横浜市は 1859 年の開港以来、国際都市として日本の近代化を牽引するとともに、貿易立国日本の物流や生産の拠点として日本経済の発展を支え、現在 369 万人の人口を擁する日本有数の大都市として、港湾、道路、地下鉄、上下水道などの都市インフラの整備を行い、基礎自治体の機能のほかに圏域の中核都市として広域的な機能もあわせ持っている。

我が国は東日本大震災の影響から一刻も早く立ち上がらなければならない状況にあり、加えて、経済活性化、環境問題やグローバル化への対応などの課題にスピード感を持って果敢に挑戦するために、本市のような大都市がダイナミックな経済活動を生み出す役割を果たすことが求められている。

大都市がさらにその能力を十分に発揮できるよう新たな大都市制度を創設することは、横浜市のような大都市のためだけではなく、日本という国のあり方を示すことにつながるものである。

しかし、現在の指定都市制度では、日本の成長を牽引する都市力を有する横浜市のような大都市であっても基本的には一般市と同じ枠組みの中で一部特例的な扱いをされているにすぎず、指定都市は府県にかわって多くの事務を行っているにもかかわらず、それに対して必要な財源も措置されていない。さらに、大都市は、市民・地域ニーズに的確に対応する行政サービスのきめ細やかな提供や、市民参加、協働による市政運営の推進が課題となっている。

このような問題を解消し、また、多様な行政ニーズに対応しながら大都市が総合的、自立的に行政運営を行い、さまざまな行政課題を迅速に、効率的に解決することができるよう地方分権を進めていくことが、横浜市が目指す新たな大都市制度の目的である。

よって、横浜市議会は、大都市の規模や歴史、都市圏域での役割を踏まえた新たな大都市制度である「特別自治市」の創設を強く要望する。

以上、決議する。

平成 23 年 12 月 16 日

横浜市議会

(2) 「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」(令和3年6月)

特別自治市制度の早期実現を求める意見書

現行の指定都市制度は、65年前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化など課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に  
対応できる制度になっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割な  
ど、それぞれが異なる特性を持っており、各指定都市においても、その地域にふさわしい多様な大  
都市制度の実現を目指した取組を行っている。

平成24年には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度の住民投票が  
実施された一方で、従来から横浜市が提案している「特別自治市」制度については、法制度化がな  
されておらず、地域の実情に応じた大都市制度とはなっていない。

大都市制度についての検討がなされた第30次地方制度調査会においては、「特別市(仮称)」の検討  
には意義があるとされた一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく  
必要があるとされた。

このような中で、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」(平成25年3月策定)を改訂  
し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を示したところ  
である。

特別自治市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力を強化するととも  
に、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長  
力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別自治市制度の早期  
実現に取り組むべきである。

よって、国におかれては、第30次地方制度調査会から示された課題に対する横浜市の考えも踏ま  
え、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、速やかに特別自治市の制度化に向けた  
議論を加速化させることを強く要望する。

これに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月4日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣(少子化対策、地方創生)

宛て

横浜市会議長  
清水富雄

### (3) 「『特別自治市』の早期実現に関する決議」(令和4年2月)

#### 「特別自治市」の早期実現に関する決議

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、大きな課題を抱えており、大都市がその潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置づけがなされていない。

377万市民を擁する大都市横浜が、持続可能な都市運営を進め、日本経済の成長を牽引していくためには、大都市制度の抜本的な改革が必要である。

本市では、平成25年3月に、市会における議論を経て、新たな大都市制度である特別自治市の基本的考え方を取りまとめた「横浜特別自治市大綱」を策定した。令和3年3月には、「横浜特別自治市大綱」を8年ぶりに改訂し、特別自治市実現のための立法化や具体的なプロセスを明確にするとともに、第30次地方制度調査会で指摘された特別自治市について検討すべき課題について、本市の考え方を提示した。

さらに、令和3年11月10日に、本市をはじめ16市の指定都市市長が参加する指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が特別市制度の法制化案や実現に向けての機運醸成などを盛り込んだ最終報告書をまとめた。

また、全国市議会議長会指定都市協議会においても、令和3年11月10日に「多様な大都市制度の早期実現」について国等に要望を行っている。

一方、神奈川県においては、特別自治市制度の課題も含め県と指定都市のあり方や広域自治体の役割について検討するため、令和3年6月に有識者で構成される「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」が設置され、同年11月26日に県知事に方向書が手交された。

これまでも横浜市会では、平成23年12月16日に、特別自治市創設を強く要望する新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議を議決するとともに、令和3年6月4日には、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるように要望する「特別自治市の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や総理大臣等に提出している。

よって、横浜市会は、本市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている今、改めて、国等において、速やかに特別自治市の制度化に向けた議論を始めるなど特別自治市の早期実現に向けた取組を加速化させることを強く要望する。

以上、決議する。

令和4年2月18日

横浜市会

(4) 「特別市の法制化に関する要望書」 (令和4年11月)

特別市の法制化に関する要望書

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、半世紀以上に渡り、地方制度の調査とその改善促進を目指すとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていくこと等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成28年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地域の実情に応じた大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、横浜市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている時期を捉え、改めて、国等において、速やかに特別市の制度化に向けた議論を始めるなど、特別市の早期実現に向けた取組を加速化させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決したところです。

特別市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期実現に取り組むべきです。

特別市の実現に向けては、国会において立法化されることが必要です。ついては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和4年11月9日

内閣総理大臣 岸田文雄様  
総務大臣 寺田稔様  
内閣官房長官 松野博一様  
内閣府特命担当大臣 岡田直樹様  
(沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策)  
衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 尾辻秀久様  
衆議院総務委員長 浮島智子様  
参議院総務委員長 河野義博様

横浜市会議長

清水富雄

## 特別市の法制化に関する要望

### 1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年余りが経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその能力を十分に発揮できる制度的な位置づけがなされていない。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として特別市の法制化を早期に実現すること。

### 2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

これを受け、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」を改訂し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示している。

しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論がされてない状況である。

特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化に向けて、速やかに地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めること。

### 3 大都市制度に関する国の動向

#### (1) 大都市地域における特別区の設置に関する法律の制定

平成 24 (2012) 年 8 月 29 日、大都市地域における特別区の設置に関する法律が成立した。この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的としている。

この法律により、人口 200 万人以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が 200 万人以上のもの（関係市町村）について、特別区の設置が可能となった。

#### <特別区設置手続の概要>

##### ア 特別区設置協議会の設置

特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係市町村を含む道府県（関係道府県）は、特別区の区域、特別区と道府県の事務分担、税源配分及び財政調整等について、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会を置く。

特別区設置協議会の会長及び委員は、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から選任する。

##### イ 特別区設置協定書の作成

特別区設置協定書に、特別区と道府県の事務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する事項のうち、政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書をそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

##### ウ 関係市町村における選挙人の投票

特別区の設置については、関係市町村の選挙人の投票に付し、有効投票総数の過半数の賛成があったときは、関係市町村及び都道府県が共同して、総務大臣に対して申請することができる。総務大臣は申請に基づき、特別区の設置を定めることができる。

#### (2) 第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 (2013) 年 6 月）

第 30 次地方制度調査会は、「議会のあり方を始めとする住民自治のあり方」、「大都市制度のあり方」、「基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」を諮問事項として、平成 23 (2011) 年 8 月に設置された。

大都市のあり方については平成 24 (2012) 年 2 月から 12 月まで 21 回の専門小委員会が開催され、同年 12 月 20 日に「大都市制度についての専門小委員会中間報告」が公表され、平成 25 (2013) 年 6 月に最終的な答申が行われた。

答申では、大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題、現行の大都市等に係る制度（指定都市制度、中核市・特例市制度、都区制度）の見直し、新たな大都市制度（特別区制度の他地域への適用、特別市（仮称）、三大都市圏域の調整）等についてまとめられている。



## ＜大都市制度改革についての答申（概要）＞（太字横浜市）

### 第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

- 三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じる必要がある。
- 三大都市圏においては、人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人とひととのつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。
- また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。
- 三大都市圏や地方中枢拠点都市を核とする圏域の課題に対しては、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施することが必要である。これと並んで、大都市等に関する地方自治制度のあり方を議論することが必要な時期が到来している。

### 第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

#### 1 指定都市制度

- 指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要である。
- 事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要がある。県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。
- 「二重行政」を解消するためには、このような事務の移譲及び税財源の配分に加え、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場を設置することが必要である。このため、任意事務を中心に指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化し、公の施設の適正配置や効率的・効果的な事務処理を図ることとすべきである。
- 指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。
- 区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができるとすべきである。また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。
- 区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている

る区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべきである。

- 条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることとすべきである。
- 区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

### 第3 新たな大都市制度

#### 2 特別市（仮称）

- 特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。
- また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。
- 一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。
- 特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。
- さらに、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。
- 大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。
- まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

#### 3 三大都市圏域の調整

- 三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がりには、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。
- その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。
- 仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団

体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

○ 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交)の概要

**第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交)の概要**

○ 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。

○ 人口減少社会(平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測)において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

現行の大都市等に係る制度の見直し	(中核市、特例市制度)
<p><b>(指定都市制度)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「二重行政」の解消(都道府県から指定都市への事務移譲等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務(31事務:県費負担教職員の給与負担など)や都道府県条例で移譲実績のある事務(21事務)(重複除くと計52事務)は移譲を基本</li> <li>道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限り等の工夫を講じて移譲できないか更に検討(例:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限)</li> <li>指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要</li> </ul> </li> <li>○ 事務移譲に伴う税財源の配分           <ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまわった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討</li> <li>指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき</li> </ul> </li> <li>○ 「都市内分権」による住民自治強化(特に人口が非常に多い指定都市)           <ul style="list-style-type: none"> <li>区の役割の拡充、区長に独自の権限(人事・予算等)</li> <li>区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき</li> <li>市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置</li> <li>区に教育委員会や区単位の市教委事務局(教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関)の設置を可能にすべき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提)</li> <li>・ 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用</li> <li>・ 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務の要請権限の積極的活用が必要</li> </ul>
	<p><b>(都区制度)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討</li> <li>・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討</li> </ul>

新たな大都市制度	基礎自治体の行政サービス提供体制
<p><b>(特別区制度の他地域への適用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないように留意</li> <li>・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意</li> <li>・ 税財源は、道府県・特別区の仕事の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税(固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税)以外の調整財源が必要となる場合があることに留意</li> <li>・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討</li> </ul>	<p><b>(総論)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要</li> </ul> <p><b>(「平成の合併」後の基礎自治体)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在</li> <li>・ 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要</li> </ul> <p><b>(新たな広域連携等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな広域連携制度           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の広域連携等を一層進めていくため、現行の一部事務組合や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき</li> </ul> </li> <li>○ 地方圏における市町村間の広域連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方圏では、「地方中核拠点都市」(指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市)等を中心とした連携(地方中核拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)</li> <li>・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進</li> </ul> </li> <li>○ 三大都市圏の市町村における広域連携等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進</li> <li>・ 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要</li> </ul> </li> <li>○ 都道府県による補完           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方中核拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>(特別市(仮称))</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義</li> <li>・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要</li> <li>・ まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討</li> </ul>	
<p><b>(三大都市圏の調整)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三大都市圏において、圏域にわたる行政課題(交通体系整備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の仕組みを設けることについて引き続き検討</li> </ul>	

## ○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方自治法の一部を改正する法律の概要①
地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。
<b>1. 指定都市制度の見直し</b>
○ <b>区役の拡充</b>
・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする (第252条の20第2項関係)
・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする (第252条の20の2関係)
○ <b>指定都市都道府県調整会議の設置</b>
・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする (第252条の21の2関係)
・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする (第252条の21の3関係)
<b>2. 中核市制度と特例市制度の統合</b>
・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする (第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係)

地方自治法の一部を改正する法律の概要②
<b>3. 新たな広域連携の制度の創設</b>
○ <b>「連携協約」制度の創設</b>
・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする (第252条の2関係)
・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする (第251条の3の2、第252条の2第7項関係)
○ <b>「事務の代替執行」制度の創設</b>
・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする (第252条の16の2～第252条の16の4関係)
<b>4. その他</b>
・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する (第260条の38、第260条の39関係)
<b>5. 施行期日</b>
・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日（平成28年4月1日）、2及び4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日（平成26年11月1日）

出典：総務省ホームページ

## 4 指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書（「まとめ」抜粋）

（平成 27（2015）年 11 月 30 日大都市行財政制度特別委員会委員長から市会議長に報告）

### 第 3 まとめ

第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の一部改正は、平成 28 年 4 月に施行される。区の事務所が分掌する事務については条例で定める等の見直しが行われた同法の改正に当たって、総務大臣から各指定都市市長並びに各指定都市議会議長宛てに通知が発出され、「区の事務所が分掌する事務を定める条例については、単に現在、区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分検討した上で立案する必要があること。また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要である」とされた。

これを受け、横浜市会においては、議長から当委員会委員長宛てに「指定都市の区に関する事項の検討について」が発出された。

このような経過から、当委員会において検討を行ってきたところである。

今回、これまでの委員会における真摯な議論を踏まえ、本報告書のとおり、当委員会の考え方をまとめた。本報告書は、地方制度調査会における大都市制度の議論を経て、地方自治法が改正された趣旨も踏まえ、区のあり方に関して、理念も含め内容を整理したものである。

区の事務所が分掌する事務を定める条例については、今後、市民・文化観光・消防委員会での審査に場を移すこととなるが、市当局における条例案の検討並びに市民・文化観光・消防委員会における条例案の審査等に際しては、将来的な特別自治市への移行を念頭に、次の点を考慮するよう求める。

#### 1 区役所の基本的な役割・機能について

本市の区役所のあり方としては、より一層の区役所の機能強化を図っていく必要があることから、区役所の基本的な役割・機能については次の点で整理すべきである。

- ① 住民に最も身近な総合行政機関として、区民生活に密着した行政サービスを迅速かつ的確に提供すること
- ② 地域の特性に応じた区行政を推進すること
- ③ 地域協働を総合的に支援すること

また、区長の位置づけについては、公選職ではない前提のもと、市長の指揮監督を受け、条例・規則等に基づく分掌事務を掌理することを基本に整理すべきである。

#### 2 住民自治の強化について

区役所が把握した課題やニーズについては、区が自ら完結できないものもあるため、区と局が連携して、市として一体的に対応し、総合力を発揮していくための方策を充実させていくことが必要であることから、区長が局長や市長・副市長に対して提案や意見を述べる機会や、地域の課題をこれまで以上に解決していくことができるような仕組みを確立することが必要である。

また、区行政の推進に当たっては、区役所の分掌事務や事務権限をどのようにしていくかという課題だけでなく、二代表制を踏まえ、その事務権限等の内容に応じて区選出の市議員による民主的なチェック機能を高めるなど、住民自治の強化を進めていくことが必要である。

議会基本条例において規定している区づくり推進横浜市議員会議のあり方を含め、議会側として、区におけるガバナンスについて、検討していく必要がある。

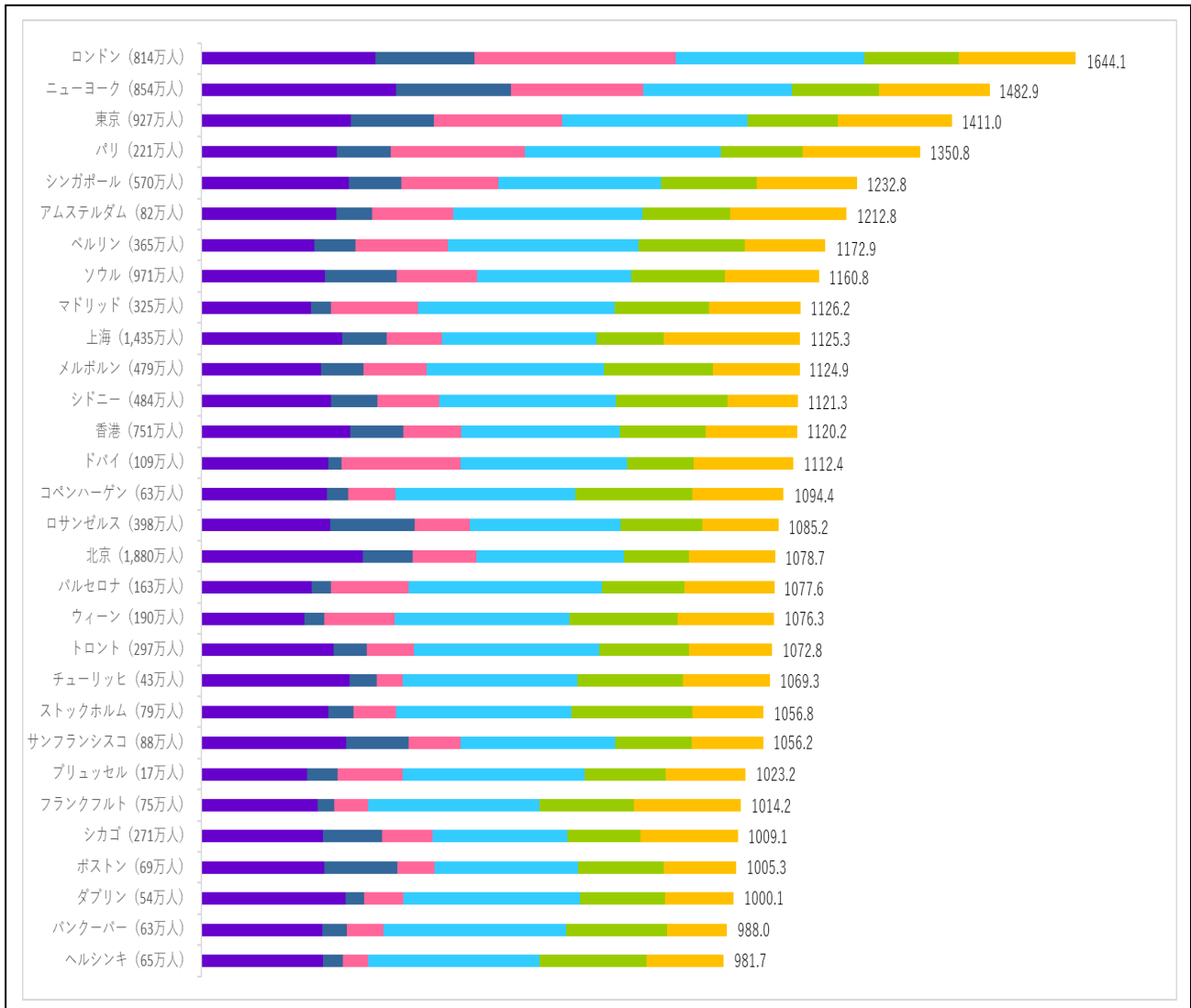
#### 3 総合区制度について

区の事務所が分掌する事務を定める条例を制定する平成 28 年 4 月のタイミングで性急に結論を出すのではなく、総合区制度については、引き続き、議論を継続すべきである。

#### 4 大都市制度（「特別自治市」制度）について

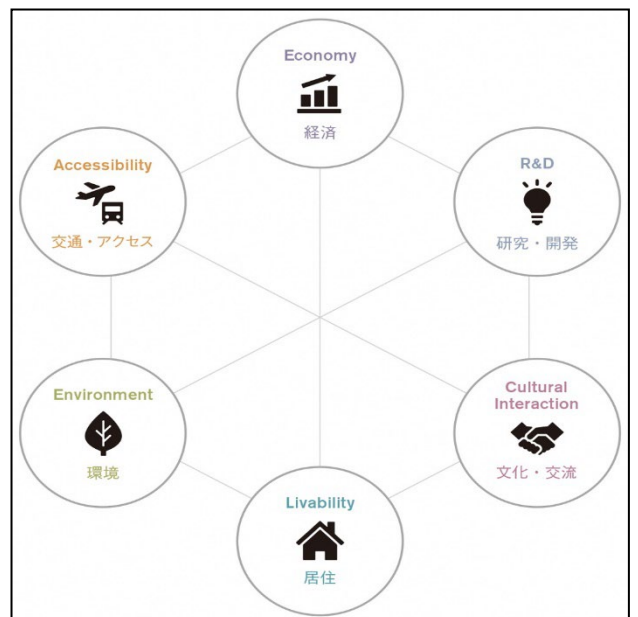
本市が目指す「特別自治市」制度については、制度の早期実現を目指し、当委員会においても継続的に議論し、実現を目指していかなければならない。

## 5 世界の都市の分野別総合ランキング

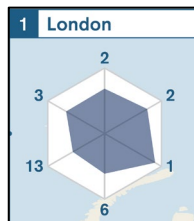


### GPCI

「世界の都市総合力ランキング」(Global Power City Index, GPCI) は、国際的な都市間競争において、人や企業を惹きつける“磁力”は、その都市が有する総合的な力によって生み出されるという考えに基づき作成されたものである。GPCIでは、世界の主要都市の「総合力」を経済、研究・開発、文化・交流、居住、環境、交通・アクセスの6分野で複眼的に評価し、順位付けしている。GPCIは、順位そのものだけでなく、ランキングの構成要素を分析することで、変わりつつある世界の中で、各都市がどのような強みや弱み、課題を有しているのかを詳細に把握することができる。



出典：一般財団法人 森記念都市戦略研究所、世界の都市総合力ランキング 2021年版を基に横浜市が作成  
人口データは総務省統計局「世界の統計2021」、アメリカセンサス局ホームページ、欧州連合統計局ホームページ、チューリッヒ市ホームページ、バンクーバー市ホームページから引用



## 6 諸外国の大都市制度

諸外国の大都市において、横浜特別市制度と同じように、市を一層制の自治体とし、区は非自治体（行政区）と位置づけている都市にはニューヨーク、パリ、ハンブルクなどがある。

ニューヨークでは、区長は直接公選であるが、区委員会（区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー）の議長を兼ねる仕組みになっている。パリでは、区長は区議会議員の中から区議会の互選で選出されており、各区議会に当選した議員のうち名簿における上位3分の1が市議会議員を兼務している。ハンブルクでは区議会が区長を推薦し、市参事会が任命している。

また、トロントのように、複数の選挙区を区域とし、各選挙区選出の市議会議員がメンバーとなるコミュニティ・カウンシルを市議会の委員会として設置することにより、住民自治の制度的強化を行っている事例もある。

都 市	パリ (フランス)	ハンブルク (ドイツ)	ニューヨーク (アメリカ)	トロント (カナダ)	ロンドン (英国)	仁川 (韓国)
人 口	約 221 万人 (2015)	約 184 万人 (2019)	約 854 万人 (2016)	約 299 万人 (2020)	約 814 万人 (2011)	約 294 万人 (2019)
位置付け	県とコミュニティの機能を併有する、憲法上、特別な地位を有する地方自治体	都市州（州、郡・市の機能を併有）	シティとカウンティの機能を併有	広域自治体と基礎自治体が合併した団体	グレーター・ロンドン・オーソリティー（GLA） ※ロンドン全体を広域的に担う地方政府（機能は極めて限定的）	広域自治体（基礎自治体の事務の一部も処理）
長及び議会	市長（議会で互選） 議会（直接公選）	市長（議会が選出） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）	市長（直接公選） 議会（直接公選）
区の位置付け	非自治体（20区）	非自治体（7区）	非自治体（5区）	—	基礎自治体（ロンドン区(32区)と・シティ・オブ・ロンドン）	基礎自治体（8区）
長及び議会等	○区長：区議会で互選 ○区議会：2017年に一部区議会が統合され、17議会。各区議会に当選した各党派の議員のうち、名簿における上位3分の1が市議会議員兼務	○区長：区議会が推薦し、市参事会が任命 ○区議会：直接公選	○区長：直接公選 ○区委員会：区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバーで議長は区長	○コミュニティ・カウンシル：市内を4つの区域に分け、市議会の一委員会として設置。区域内選出市議会議員がメンバー	○区長：直接公選又はリーダーと内閣制 ○区議会：直接公選	○区長：直接公選 ○区議会：直接公選

出典：第30次地方制度調査会第10回専門小委員会資料、自治体国際化協会（2020）「フランスの地方自治—平成29年（2017年）改訂版—」、自治体国際化協会（2022）「ドイツの地方自治（概要版）—2021改訂版—」、自治体国際化協会（2021）「ニューヨーク州地方政府ハンドブック（第7版）」、自治体国際化協会（2010）「巨大都市トロントの成立」、自治体国際化協会（2020）「英国の地方自治（概要版）—2019改訂版—」、自治体国際化協会（2006）「GLAの現状と展望」、自治体国際化協会（2015）「韓国の地方自治—2015年改訂版—」、総務省統計局「世界の統計2022」を基に作成

## 諸外国の大都市における区の比較表

	横浜市	ニューヨーク市	トロント市	パリ市	ハンブルク市
人口	約377万人（2022）	約854万人（2016）	約299万人（2020）	約221万人（2015）	約184万人（2019）
面積	約435km <sup>2</sup>	約785km <sup>2</sup>	約630km <sup>2</sup>	約105km <sup>2</sup>	約755km <sup>2</sup>
行政区の数	18区	5区		20区	7区
市：議員数	86人	51人	25人	163人	123人
区：議員数				527人	357人
市長・市議会（選出方法、任期）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>市長</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>市議会</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>市長</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>市議会</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>市長</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>市議会</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>市長</b>  <small>議会互選（任期6年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>市議会</b>  <small>（任期6年） 区議会選挙の上位当選者が兼務</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>市長</b>  <small>議会互選（任期5年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>市議会</b>  <small>公選（任期5年）</small> </div>
区長・区議会（選出方法、任期）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>区長</b>  <small>非公選</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>区長</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>区委員会</b> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>区長</b>  <small>議会互選（任期6年）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>区議会</b>  <small>公選（任期6年）</small> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>区長</b>  <small>（任期6年） 区議会が推薦、市参事会が任命</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>区議会</b>  <small>公選（任期4年）</small> </div>
区民の代表が区行政を民主的にチェックする仕組み	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     区づくり推進 横浜市議員会議                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     当該区選出議員                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>コミュニティ委員会</b>                      住民（半数はコミュニティ地区を代表する市議会議員から指名を受け区長により任命された者）                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     コミュニティカウンスル                      各地区選出議員                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>近隣住区評議会</b>                      区議会議員                      +                      住民 市民団体                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>地域委員会</b>                      区議会議員                      住民                 </div>

出典：第30次地方制度調査会第10回専門小委員会資料、横浜市ホームページ、自治体国際化協会（2021）「ニューヨーク州地方政府ハンドブック（第7版）」、ニューヨーク市ホームページ、自治体国際化協会（2020）「フランスの地方自治—平成29年（2017年）改訂版—」、自治体国際化協会パリ事務所ホームページ、パリ市ホームページ、日本建築学会大会学術講演梗概集「パリにおける近隣住区評議会による都市保全に関する研究」、トロント市ホームページ、公益財団法人日本都市センター「ドイツにおける都市経営の実践」、自治体国際化協会（2022）「ドイツの地方自治（概要版）—2021改訂版—」、ハンブルク市ホームページ、総務省統計局「世界の統計2022」を基に作成



7 横浜市に移譲された主な事務権限

■法改正による事務権限の移譲

＜横浜市に移譲された主な事務権限等(平成 24 年度以降)＞

法律	主な事務権限等	施行期日
第2次地方分権一括法 (平成 23 年成立)	区域区分等に係る都市計画の決定	H24.4.1
	特定非営利活動法人の設立認証等 ※横浜市は、H22.4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済	H24.4.1
第3次地方分権一括法 (平成 25 年成立)	市街地再開発事業における事業認可等	H26.4.1
第4次地方分権一括法 (平成 26 年成立)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定(税財源も移譲)	H29.4.1
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定	H27.6.4
	自家用有償旅客運送の登録・監査等 (国から希望する市町村へ移譲)	H27.4.1 (横浜市は H28.1.4 に移譲)
難病の患者に対する 医療等に関する法律 (平成 26 年成立)	都道府県が行うとされている事務を、大都市特例により指定 都市が処理 (特定医療費の支給に要する費用の支弁等)	H30.4.1
第5次地方分権一括法 (平成 27 年成立)	農地転用許可に関する事務権限 (農林水産大臣が指定した市町村への移譲)	H28.4.1 (横浜市は H28.11.1 から運用開始)
	火薬類の製造許可等	H29.4.1
	高压ガスの製造許可等	H30.4.1
第6次地方分権一括法 (平成 28 年成立)	地方版ハローワークの創設 国と地方自治体による雇用対策の一体的実施	H28.8.20
第7次地方分権一括法 (平成 29 年成立)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 ※横浜市は H27.4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済み	H30.4.1
災害救助法の一部を 改正する法律 (平成 30 年成立)	大規模災害時の応急救助の実施 (内閣総理大臣が指定する救助実施市への移譲)	H31.4.1 (横浜市は H31.4.1 救助実施市に 指定)
第 10 次地方分権一括法 (令和2年成立)	軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限	R4.4.1

## 都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
1	保育士試験・登録	児童福祉法第 18 条の 8、第 18 条の 18 等	○		
2	介護支援専門員の登録	介護保険法第 69 条の 2 等	○		
3	介護サービス事業者*の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者（全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く）	介護保険法第 115 条の 32～第 115 条の 34 等	○	○	○
4	介護サービス情報の公表	介護保険法第 115 条の 35 等	○		
5	都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第 118 条等	○		
6	国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第 17 条等			
7	市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第 30 条、第 31 条等			
8	都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第 93 条等	○		
9	指定障害福祉サービス事業者等*の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある指定障害福祉サービス事業者等（全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 2～第 51 条の 4、第 51 条の 31～第 51 条の 33 等	○	○	○
10	都道府県障害福祉計画の策定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条等	○		
11	特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 5 条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
12	都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	○		
13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後	○	○	
14	婦人相談所の設置	売春防止法第34条等	○	○	
15	医療計画の策定	医療法第30条の4等	○		
16	病院の開設許可	医療法第7条等	○	○	○
17	地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	○		○
18	精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	○		
19	臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	○		
20	結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	○	○	
21	流域下水道の設置・管理 （市町村は都道府県と協議の上、設置・管理が可能）	下水道法第25条の2等			
22	浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	○		
23	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定 （指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能）	食品衛生法第51条等 （地方自治法施行令第174条の34等）	○		
24	特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	○	○	○

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
25	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者（一部）の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	○		
26	職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	○	○	
27	都市計画基礎調査の実施	都市計画法第6条等	○		
28	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	○		
29	都市計画事業（一部）の施行認可	都市計画法第59条等	○		○
30	市街地再開発事業（一部）の施行等の認可	都市再開発法第7条の9等	○	○	○
31	防災街区整備事業（一部）の施行等の認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条等	○	○	○
32	都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	○		
33	空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	○		
34	土地利用基本計画の策定	国土利用計画法第9条等	○		
35	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法第12条等	○	○	
36	指定区間内の一級河川の管理	河川法第9条、令第2条等	○	○	
37	二級河川の管理	河川法第10条等	○	○	
38	直轄区域以外の砂防設備の管理	砂防法第5条等	○		
39	直轄区域以外の海岸保全区域等の管理	海岸法第5条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
40	公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	○	○	○
41	地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	○		
42	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	○	○	
43	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等	○		
44	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	○	○	○
45	農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	○	○	○
46	農地（4ha以下）の転用許可	農地法第4条等	○	○	○
47	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農地法第18条等	○	○	○
48	農業振興地域整備基本方針の作成 農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	○		
49	地域森林計画の策定	森林法第5条等	○		
50	民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等	○		○
51	保安林の指定（一部）・管理	森林法第25条の2、第34条等	○		
52	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
53	市町村立高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	○		
54	私立幼稚園の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
55	私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
56	学校法人（一部）の設立認可	私立学校法第4条、第30条等	○		
57	博物館の登録	博物館法第10条等	○	○	
58	史跡名勝天然記念物の仮指定 重要文化財等の管理に係る技術的指導等 政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に 係る指揮監督 文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	文化財保護法第35条、第110条、第184条、第187条、第188条、令第5条等	○	○	
59	商工会議所の定款変更の認可（一部）、事業 状況等の報告の受理・警告等	商工会議所法第46条、第57条～第59条、第84条、令第7条等	○	○	○
60	全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤 施設計画・連携計画の認定	商工会及び商工会議所による 小規模事業者の支援に関する 法律第5条、第18条、第22 条の2、令第2条等	○		○
61	一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	○	○	○
62	砂利採取計画の認可 岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法 第33条等	○	○	○
63	高圧ガスの製造・貯蔵許可	高圧ガス保安法第5条、第1 6条等	○	○	○
64	火薬類の製造（一部）・販売・消費許可	火薬類取締法第3条、第5条、 第25条、第56条の2、令第 16条等	○	○	○
65	災害時の応急救助の実施	災害救助法第2条等	○		

	事 務	根拠条文	※ 1	※ 2	※ 3
66	防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	○		
67	市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	消防組織法第30条等			
68	都道府県警察の設置	警察法第36条等			
69	道路における交通の規制	道路交通法第4条等	○		
70	公害健康被害の補償給付	公害健康被害の補償等に関する法律第4条等	○		
71	第一種フロン類回収業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	○		
72	工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	○	○	○
73	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	○	○	

- ※1 指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
- ※2 同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
- ※3 地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

出典：第30次地方制度調査会答申別表（平成25年6月）

※第30次地方制度調査会答申以降、令和4年12月現在までに移譲されている事務もあります。

## VII 大都市制度

### 新たな大都市制度「特別市\*」の実現に向けて

\*「特別自治市」の通称として、「特別市」を使用しています。

本市では、急速に進むと予測される人口減少・超高齢社会など、多くの課題に対応し、市民の暮らしをしっかりと支え、また、経済を活性化させて大都市としての力を最大限に発揮していくために、新たな大都市制度「特別市」の早期実現に向けて取り組んでいます。

「特別市」は、横浜市を分割して新たな自治体をつくるのではなく、市内のことが市で完結する、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度です。

#### 大都市横浜が抱える課題

##### ○市と県の二重行政

市と県の間で、事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、子育て支援、福祉・保健・衛生、まちづくりなど様々な分野で非効率な二重行政が生じています。

##### ○不十分な税制上の措置

指定都市である本市は市の事務に加え、県に代わって保健所や土木事務所など多くの事務を担っています。しかし、仕事量に見合う税源が十分に措置されていません。

##### ○人口減少社会の到来・超高齢化の進行 ○公共施設の老朽化対策 など

こうした指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様へ提供していくためには、指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

### 新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

#### 二重行政の解消による行政サービスの向上

市と県の二重行政が解消され、市域内の事務や行政サービスを特別市が一元的に担うことで、より効率的・効果的な行政サービスを提供します。

#### 積極的な政策展開による経済の活性化

成長分野への投資など積極的な政策展開により、市域内の経済・産業活動を活性化させます。その影響を周辺地域や国全体に広がっていきます。

指定都市制度（現在）



特別市



## VII 大都市制度

### 「特別市」実現に向けて着実に進めています ～現在の状況と今後の取組～

#### ◇ 本市の取組

令和3年3月、本市が実現を目指す特別市制度の骨子等をまとめた「横浜特別自治市大綱（平成25年3月策定）」について、国の動向や社会経済情勢の変化を踏まえ、8年振りに改訂しました。

特別市制度は法制化されていないため、まずは国における法制化が必要です。法制化に向けた機運を醸成するためには、市民の皆様のご理解が不可欠です。広報紙やSNSなど、あらゆる媒体を活用したPRのほか、市民の皆様へ直接ご説明する講演会や意見交換を行う説明会等を開催し、市民の皆様の理解促進に取り組んでいます。

横浜市・川崎市・相模原市の3市共同会見



#### ◇ 他の指定都市と連携した取組

特別市の実現に向けては、全国に20ある指定都市とも連携して取り組んでいます。神奈川県には本市のほか、川崎市、相模原市の2指定都市が存在しますが、道府県内に3つの指定都市があるのは、全国で神奈川県だけです。川崎市・相模原市とも現行制度の課題を共有しており、「特別市」の法制化に向けて、両市と連携して取組を推進しています。

#### ◇ 「特別市」実現に向けた今後の取組

引き続き、特別市制度の必要性について市民の皆様へ広報し、実現に向けた機運を醸成していきます。あわせて、法制化に向けて、国での議論が進むよう、他の指定都市とも連携・協調しながら、国や関係機関等への提案・要望を行います。

なお、現行制度の下においても、県との二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務については、権限と財源の移譲について県と協議を進め、実質的に特別市に近づけていきます。

地域との意見交換会





## VII 大都市制度

### 本市が目指す「特別市」制度

「横浜特別自治市大綱」（令和3年3月改訂）では、本市が目指す「特別市」制度の内容をとりまとめています

市の  
サービス

#### 国以外の仕事は全て横浜市が 担います

●県が市域で実施している事務と基礎自治体として市が担っている事務を統合するため、行政の無駄がなくなり、市民のニーズに沿った、きめ細かな行政サービスが迅速に提供できます。

近接  
市町村

#### 県や近接市町村と協力して 行政運営を行います

●生活圏・経済圏など影響が強く及ぶ 周辺地域も含めた都市圏全体を考慮して 行政を運営していくことで、引き続き、圏域の中核都市としての役割を果たします。

市の  
税金

#### 横浜市の役割・仕事量に見合った 公平な税制にします

●市域での国以外の仕事は全て特別市が行うため、財政中立の観点から、役割・仕事量に見合った新たな税財政制度とします。

区

#### 区役所機能・住民自治を強化します

●市内に東京の特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、区役所機能・住民自治を強化する行政区とします。横浜の強みである都市の一体性を生かして、効率的・効果的な行政運営を行います。

#### ◇ 特別市の実現により期待できる効果

特別市が実現すると子育て支援や安全対策、まちづくりなど、市民の皆様の暮らしに関わる様々な分野で、二重行政の無駄がなくなり、より効率的・効果的に行政サービスを提供することができます。

##### 子育て支援

市が行っている保育所に関する業務に加え、県が行っている幼稚園の検査などの業務も市が全て担うため、市内の保育所・幼稚園に対するきめ細かい指導や支援が可能となるなど、より安心して子育てができる環境づくりを進めることができます。

##### 崖地の安全対策

県が行っている急傾斜地（崖地）の指定や、改善に向けた工事などの業務を市で行うことが可能となり、避難体制の整備や助成金制度等を含む総合的な崖地対策により、市民の安全・安心につながるまちづくりを進めることができます。



## 横浜特別市大綱

平成 25 (2013) 年 3 月 策定

令和 3 (2021) 年 3 月 改訂

令和 4 (2022) 年 12 月 改訂 (令和 6 (2024) 年 4 月 第 2 版)

### 横浜市

政策経営局 大都市制度推進本部室 制度企画課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10